

規 約

昭和 40 年 7 月 8 日 制 定

第 1 章 総 則

第 1 条 この連盟の事業の執行は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、その他別段の定めのあるもののほか、この規約の定めるところによる。

第 2 条 この規約は、総会で改廃する。

第 3 条 この連盟の業務の円滑をはかるため、分会を置く。

- ② 前項の分会の名称は会員規程に定める正会員の所属する団体名とする。
- ③ 分会の運営に関しては、分会規程で定める。

第 2 章 総 会

第 4 条 会員が総会に出席したときは、その旨を招集者に届け出なければならない。

第 5 条 総会に出席した会員が、議事の終了前に退場しようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

- ② 前項の規定による申し出をしない退場者は、事後の議決権を放棄したものとみなす。

第 6 条 議事の開閉及び運営については、総会議事運営規程で定める。

第 7 条 議長は、招集者の同意を得て、総会の続行又は延期を議場に附議することができる。

- ② 総会の続行又は延期が決議されたときは、議長は直ちに議事をとじ、招集者は休会又は閉会を宣するものとする。

第 8 条 議事の内容については、招集者は、総会終了後遅滞なく、定款第 19 条の規定により、議事録を作成しなければならない。

- ② 前項の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- 1 総会の名称
- 2 総会招集の公告及び通知の年月日
- 3 総会の場所及び開催の日時
- 4 議決権の総数及び出席数
- 5 議長の選任方法及び議長の氏名
- 6 出席した理事、監事の氏名
- 7 議事の経過の要領及びその結果
- 8 法人法施行規則その他法令に定める必要な事項

第3章 理事会

第9条 理事会は、3か月に1回以上開催する。

- ② 理事長は、理事から会議の目的を明らかにして理事会の招集請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事長は、前2項のほか、必要と認めたときは理事会を招集しなければならない。
- ④ 理事会に出席できない理事は、その旨をあらかじめ理事長に届け出るものとする。

第10条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第11条 理事会は、定款及び総会の決議に基づき連盟運営の基本方針を決定し、運営の具体的な執行については、これを理事長に一任する。

第12条 理事会には、必要に応じ、監事、職員またはその他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

第13条 理事長は、理事会終了後遅滞なく、定款第32条の規定により議事録を作成しなければならない。

- ② 前項の議事録には、次の事項を記載するものとする。
 - 1 開催の日時及び場所
 - 2 出席及び欠席した理事、監事の氏名
 - 3 議事の経過の要領及びその結果
 - 4 法人法施行規則その他法令に定める必要な事項

第4章 監事会

第14条 監事は、代表監事1名を互選する。

② 代表監事は監事会を招集しその議長となる。

第15条 監事会は、代表監事が必要と認めたとき又は監事の請求があったときに開催する。

② 監事会に出席できない監事は、その旨をあらかじめ代表監事に届け出るものとする。

第16条 監事会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 監事監査実施の要領
- 2 監査の実施計画
- 3 監査のてん末及びその措置
- 4 その他必要な事項

第17条 監事会には必要に応じ、理事、職員又はその他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

第18条 代表監事は、会議終了後遅滞なく議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名又は記名押印するものとする。

② 前項の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- 1 開催の日時及び場所
- 2 出席及び欠席した監事の氏名
- 3 協議・決定し、又は報告された事項

第5章 役員を選任

第19条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に附議する。

② 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に附議するには、正会員の中から選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成しなければならない。

第20条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとする

るときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

第 21 条 次の各号に掲げる者は、役員候補者としてすることができない。

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 破産者で復権のできない者
- 4 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者

② 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

第 22 条 役員選任に関する議案が総会において決議されたときは、理事長は、直ちに選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

第 23 条 被選任者が次の各号に該当したときは不足員数の補欠選任を行わなければならない。

- 1 第 21 条の一に該当することになったとき
- 2 被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなったとき

② 前項第 2 号による場合、役員任期満了前 3 ヶ月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

第 24 条 前条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から 30 日以内に総会を開催しこれを行う。

第 6 章 運営委員会

第 25 条 この連盟の民主的運営をはかるため運営委員会を置く。

- ② 運営委員会は理事長の諮問機関とし、必要ある場合には理事に建議してこの連盟の業務運営に協力するものとする。
- ③ 運営委員会の定数は 6 名以上 10 名以内とし、運営委員は役員を兼ねることができない。
- ④ 運営委員会の運営等細部の事項については、別に定める運営委員会設置規程による。

第7章 業務の執行

第26条 この連盟に顧問及び参与若干名を置くことができる。

② 顧問及び参与は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

第27条 毎事業年度の剰余金は翌事業年度に繰り越し又は基本財産積立金その他積立金若しくは各種準備金に繰り入れるものとする。ただし、繰越欠損金がある場合にはまず欠損金の補てんに充てるものとする。

② 基本財産積立金は総会の決議を経なければ、処分又は取崩すことができないものとする。

第28条 この連盟の会計についての規程、会員についての規程は、経理規程及び会員規程で別に定める。

第29条 この連盟の業務の執行について、定款又は規約に定めない事項は理事会においてこれを定める。

附 則

この規約は、平成10年7月10日から施行する。

附 則（平成20年7月15日一部改正）

この規約は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日一部改正）

この規約は、平成25年12月2日から施行する。